## (趣旨)

この基準は、野迫川村ホームページ広告取扱要綱(平成31年4月1日)第3条第2項 に規定する広告の詳細として定める。

#### (基本的な考え方)

- 1 村ホームページに掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持つものとする。
- 2 この基準により広告掲載の可否等を判断する場合にあたっては、関係法令等の規定、村 民への影響、公共性・公益性、社会通念、社会経済状況に十分配慮した上で、合理的かつ 柔軟な解釈・適用を行うものとする。

# (規制業種又は事業者等の基準)

次に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) たばこに関する業種
- (2) ギャンブル (宝くじを除く。) に係る業種
- (3) 社会的信用を著しく損なうような問題を起こしている業種又は事業者
- (4) 投機的商品に関する業種
- (5) 占い又は運勢判断等に係る業種
- (6) 債権取立て又は示談引受け等に係る業種
- (7) 興信所、探偵事務所等
- (8) 法律に定めのない医療類似行為を行う業種
- (9) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成 15 年法律第 83 号)に規定するインターネット異性紹介事業
- (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けていない事業者
- (11) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 及び会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) による再生・更生手続中の事業者
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団又は暴力団の構成委員であると認めるに足りる相当の理由のある事業者
- (13) 野迫川村から指名停止等の行政処分を受けている事業者
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (15) その他各種法令に違反している事業者

#### (掲載内容の基準)

次の各号に定めるものは、村ホームページの広告に掲載しない。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
  - (ア) 法令等により製造、販売、提供等をすることが禁止されている商品又はサービ

## スを提供するもの

- (イ) 人材募集広告において、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号) その他関係法令 を遵守していないもの
- (ウ) その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に 係るもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人的宣伝に類するもの
  - (ア)公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの (選挙広告を含む。)
  - (イ) 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの(政党広告を含む。)
  - (ウ) 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
  - (エ) 特定の意見の主張又は特定の個人の宣伝を主たる目的とするもの
  - (オ) 国内世論が大きく分かれているもの
- (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
  - (ア)暴力、賭博、覚せい剤等規制薬物の乱用若しくは売春等の行為を肯定し助長す るようなもの
  - (イ) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
  - (ウ) 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの
  - (エ) 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
  - (ア) 他の者をひぼう、中傷若しくは排斥し、他の者の名誉若しくは信用をき損し、若 しくは業務を妨害するもの又はこれらのおそれのあるもの
  - (イ)人種・性別・心身の障がい等に関する差別的な表現その他不当な差別につなが る表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
  - (ウ) 第三者の氏名、写真、談話、商標若しくは著作権その他の財産権を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又はこれらのおそれのあるもの
- (5) 村の公共性、中立性が損なわれ、及びその品位が損なわれるもの
  - (ア) 社会問題についての主義主張を表現したもの
  - (イ) 係争中の声明を表現したもの
  - (ウ) 尋ね人、養子縁組等特定のものを対象としたもの
- (6) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
  - (ア) 内容又は責任の所在が不明確なもの
  - (イ) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)に反するもの
  - (ウ) 射幸心を著しくあおる表示又は表現を含むもの
  - (エ) 社会的に認められていない許認可、保証、賞、資格等を使用して権威づけようと

するもの

- (オ) 虚偽の内容を表示するもの
- (カ) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれ のあるもの
- (キ)投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現の もの
- (ク) 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを 推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの(国、地方公共団体その他公 共の機関が別に認証等を行っている商品やサービス等に係るものを除く。)
- (ケ) その他消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現を含むもの
- (7) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
  - (ア) 水着姿、裸体などで広告内容に無関係で必然性のないもの
  - (イ) 酒に関するもの又は飲酒を奨励する内容のもの
  - (ウ) たばこに関するもの又は喫煙行為を奨励する内容のもの

## (表示内容の基準)

表示内容については、以下の点に留意しなければならない。

- (1) 当該広告に関係する法令及び業界の自主規制による広告基準等を遵守すること。
- (2) 肖像権及び著作権を侵害しないこと。

## (補則)

この基準に定めるもののほか、この基準の実施に関し必要な事項は、村長が定める。